

事業費補助金調査票(表)

補助金名	農業災害対策資金利子補給費補助金
------	------------------

担当課	経済部 農政課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	06	01	02	35 - 20
事業名	農業制度資金利子補給事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	県補				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	114	千円
R4 予算額	114	千円
R3 決算額	232	千円
R2 決算額	519	千円
R1 決算額	13	千円
H30 決算額	19	千円
H29 決算額	7	千円

事業の趣旨・目的	天災による被害農漁業者に経営資金及び施設復旧資金を低利な金利で融資する金融機関に対して、利子補給を行うことで、被災した農漁業者の経営安定を図る。	補助対象者	【補助対象者】 平成28年8月22日の台風9号及び令和元年9月9日の台風15号による被害により、農業災害対策資金を融資した金融機関										
開始年度	平成 29 年度		経費	【補助対象経費】 ・農業災害対策資金における利子									
根拠法令等	(市) 天災被害による災害対策利子補給補助金交付規則 (県) 千葉県農業災害対策利子補給費補助金交付要綱	補助率	【国県等の補助率】 県: 66.8% H28.8.22台風9号による被害 利子補給率0.7%(内県0.47%、市0.23%) R元.9.9台風15号による被害 利子補給率0.675%(内県0.45%、市0.225%)										
留意事項			【近隣自治体の補助率】 ・富里市: 借入金利 ・八街市: 借入金利										
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位: 千円)			成果指標	成果指標: 利子補給件数								
		金額	件数		割合	(単位: 件)							
	全体事業費	232	/		/								
	うち市補助金	77	25		33.2%								
	うち国補助	0	/		0.0%								
	うち県補助	155	/		66.8%								
自己負担	0	/	0.0%										
					<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	25	令和2年度	29	令和元年度	6
年度	数値												
令和3年度	25												
令和2年度	29												
令和元年度	6												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興, 雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「元気な農林水産業を育むまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	災害で大きな被害を受けた農業者等が、再生産に必要な資金又は復旧資金の融資を受ける際に、その利子を補助することで農業者の負担を軽減し、経営再建に繋がる。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	利子補給件数 R1:6件 R2:29件 R3:25件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	災害時の緊急的な経営再建等の借り入れに対し、利子補給を実施することで、農業者等の負担軽減が図られ、経営安定に繋がる。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	<p>本事業は、大規模な災害時に実施され、その復旧資金の融資借入を受けた場合に利子補給を行うものである。利子補給を行うことにより、農業者の負担軽減が図られ、早期復旧に寄与することから、今後も継続して補助事業を実施する。</p> <p>補助対象償還件数は、令和3年度現在で25件である。平成28年8月22日の台風9号による被害により融資した金融機関への利子補給は令和4年までの利子補給により終了する。また、令和元年9月9日の台風15号による被害により融資した金融機関への利子補給は令和8年までの利子補給により、終了する。</p>		